

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（平成30年4月受付分）

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

○及川 武様（花月町 201回） 5,000円 ○匿名様（美山町） 3,000円
○棋楽会様 3,000円 ○短足おばさん様（北光） 28,560円

<故人が生前お世話になったため>

○谷分 隆様（留辺蘂町）	20,000円	○佐藤 薫様（常呂町）	50,000円
○北川 ツギ様（端野町）	20,000円	○橋場 一浩様（端野町）	30,000円
○岡田 秋春様（常呂町）	50,000円	○角谷 典昭様（桜町）	100,000円
○中台 明生様（常呂町）	30,000円	○北崎 保子様（留辺蘂町）	10,000円
○石塚 昭子様（留辺蘂町）	10,000円	○中村 弘子様（常呂町）	30,000円
○森 加代子様（留辺蘂町）	10,000円		